

福島市地域で支える交通支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、公共交通空白地域、公共交通不便地域及び準公共交通不便地域（以下「公共交通空白地域等」という。）において、移動が困難な方の日常生活に必要な交通を確保するため、地域住民が自ら計画し運行する運行事業に対し、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共交通空白地域

鉄道駅から概ね半径1 km 以上かつ、バス停から概ね半径300m 以上離れた地域を一定程度有する地域をいう。

(2) 公共交通不便地域

公共交通空白地域以外で中山間地域、公共交通の運行が少ないなど公共交通の利用が著しく不便な地域をいう。

(3) 準公共交通不便地域

前第2号に準ずると市長が認めた地域で、かつ、相対的に高齢者の割合が高い地域をいう。

(4) 乗合タクシー

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受けて、乗車定員11人未満の自動車で路線定期運行、路線不定期運行又は区域運行を乗合で行う一般旅客自動車運送事業をいう。

(5) 乗用タクシー

法第4条の許可を受けて、乗車定員11人未満の自動車を貸し切って行う一般旅客自動車運送事業をいう。

(6) コミュニティバス

公共交通空白地域等の解消等を図るため、路線バス等では対応しきれない多様な需要に応じた運行を行うため法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が乗車定員11人以上の自動車で輸送を行う乗合バスをいう。

(7) 交通空白地有償運送

法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する有償運送をいう。

(8) ボランティア輸送

法の規定による許可及び登録を要しない地域住民の互助による輸送をいう。

(9) 活性化協議会

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱第1条の規定により設置された会議をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 当該補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する運行事業を実施する地域の住民が主体となって、当該地区の自治振興協議会と調整のうえ組織さ

れた団体とする。

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 活動の拠点が市内にあり、地域の特性に応じた輸送を実施できる団体であること。
- (2) 補助対象者の規則、会則、定款等（以下「規則等」という。）において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと。
- (4) 補助対象者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 福島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と関係を有する者

イ その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 当該補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす運行事業とする。

- (1) 公共交通空白地域等における地域の特性に応じて、地域住民が自ら計画する移動が困難な方の日常生活に必要な交通の確保に資する運行事業であること。
- (2) 利用者の移動需要等を十分に踏まえた持続可能な運行事業であること。
- (3) 既存の公共交通サービスと事前に調整が図られ、共存できる運行事業であること。
- (4) 下記いずれかの運行形態であり、地域住民等が主体的に計画した輸送であること。

ア 乗合・乗用タクシー運行事業

イ コミュニティバス運行事業

ウ 交通空白地有償運送事業

エ ボランティア輸送事業

オ その他市長が必要と認める運行事業

- (5) 前号エに規定するボランティア輸送事業については、当該事業に係る自動車保険へ加入し、かつ、全ての運転者がボランティア輸送に係る運転者講習を受講すること。

2 前項に定めるもののほか、運行事業を実施する場合は、あらかじめ、当該地区の自治振興協議会の合意を得なければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 当該補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、前条第4号に掲げる補助対象事業の運行形態に応じ、それぞれ別表に掲げる経費及び額とする。

（事業期間）

第6条 補助対象事業の期間は、申請のあった日の属する会計年度の3月末までに終了するものとする。

（事前協議等）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次条に規定する交付申請の前に、計画する補助対象事業が第4条第1号、第2号及び第3号の規定を満たす運行事業であることを、事前に市

長と協議しなければならない。

- 2 補助対象事業を実施するに当たり、法の規定により活性化協議会での協議等が必要な場合は、事前に市長と協議しなければならない。

（補助金の交付申請等）

第8条 規則第4条第1項に規定する申請書は、規則第23条に基づき、福島市地域で支える交通支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）補助対象者の組織及び運営等に関する事項が定められた規則等の写し
- （4）補助対象事業を行う地域を示した図面
- （5）運行事業を委託する場合は、運行委託に係る契約書等の写し
- （6）補助対象者自らがコミュニティバス運行事業等を行う場合は、法第4条の許可を証する書類の写し
- （7）補助対象者自らが交通空白地有償運送事業を行う場合は、法施行規則第51条の6規定の登録証の写し
- （8）その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象者は、補助対象事業を開始しようとする日の30日前までに前項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはその限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前年度に引き続き本補助金を受けて補助対象事業を実施しようとする補助対象者は、補助を受けようとする年度の4月1日付けで交付申請するものとする。
- 4 交付申請できる補助対象事業は、第4条第4号に掲げる補助対象事業のうち1事業を限度とする。
- 5 規則第7条に規定する決定の通知は、福島市地域で支える交通支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（変更の承認）

第9条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、規則第23条に基づき、福島市地域で支える交通支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の30%以内の減額及び補助目的に関係のない細部の事業計画の変更をする場合とする。
- 3 規則第9条第2項に規定する決定の通知は、福島市地域で支える交通支援事業補助金変更承認変更（中止・廃止）通知書（様式第6号）によるものとする。

（概算払い）

第10条 規則第17条第1項ただし書きの規定により、市長が必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、第12条の規定により取り扱うものとする。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、規則第23条に基づき、福島市地域で支える交通支援事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第8号）
- （2）収支決算書（様式第9号）
- （3）利用人数等運行実績が確認できる書類
- （4）補助対象事業の実施状況が確認できる書類
- （5）収支決算書の額を証する書類（支出にあっては領収書等）
- （6）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告は、補助対象事業の中止、廃止、完了の日から起算して30日以内、又は交付決定のあった会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、当該年度の3月31日までに実績報告ができないときは、完了報告書（様式第10号）により3月31日までに事業完了を報告し、当該年度の翌年度の4月10日までに実績報告を行うものとする。

3 規則第15条に規定する確定の通知は、福島市地域で支える交通支援事業補助金確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第17条第2項に規定する交付請求書は、規則第23条に基づき、福島市地域で支える交通支援事業補助金交付請求書（様式第12号）によるものとし、振込先口座を確認できる通帳等の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 当該補助金の振込先は、補助対象者名義の口座とする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、市長は、交付決定を取消した場合は、その旨当該補助対象者に福島市地域で支える交通支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

- （1）この要綱の規定に違反したとき
- （2）虚偽その他不正な手段により当該補助金の交付決定を受けたとき
- （3）規則に違反する行為があったとき
- （4）その他、市長が当該補助金を交付することが適当でないとき

（補助金の返還）

第14条 補助金の交付を既に受けた補助対象者は、前条の規定により交付決定の取り消しを受けたときは、速やかに当該補助金を市長に返還しなければならない。この場合において、市長は、その旨を当該補助対象者に対し遅滞なく通知し、返還を命ずるものとする。

2 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定した場合において、第10条の規定により既に交付した補助金の額が、確定した補助金の額を超えて交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 同条第1項又は第2項の規定により返還を命ずる場合は、福島市地域で支える交通支援事業

補助金返還通知書（様式 14 号）により通知するものとする。

（取得財産等の管理等）

第 15 条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 16 条 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の期間内に取得財産等を処分することにより、収入を生じたときは、その補助金相当額を市に納付しなければならない。

（関係書類の保管）

第 17 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業を中止し、廃止し、又は完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保管しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象事業で財産を取得したときは、財産台帳を作成し、作成した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

（報告等）

第 18 条 市長は、必要があるときは、補助金の申請又は交付を受けた補助対象事業者に対し報告を求め、又は調査をすることができる。

2 補助金の申請又は交付を受けた補助対象者は、前項の規定による報告又は調査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別表（第5条関係：補助対象経費及び補助金の額）

1 乗合・乗用タクシー運行事業、コミュニティバス運行事業、交通空白地有償運送事業、その他市長が必要と認める運行事業
（要綱第4条第4号規定の工以外の運行事業）

（1）補助対象経費及び補助額等

補助対象経費 の区分	経費内容	補助額 ※円未満切捨て	摘要
運送費	①運行業務を委託する場合：運行委託費 ②運行業務を直接行う場合：運行費、人件費（運転者その他運行事業に要するもの）、燃料油脂費、その他運行に直接係る経費 ※ただし、上記①及び②から国等補助額（補助対象事業に対する国、県その他の公共的団体から補助金の交付を受けた額）及び運送収入（運賃、回数券、定期券等の販売収入）を控除した額を対象経費とする。	補助対象経費に対して <u>10分の9</u> を乗じて得た額。	
保険料	自動車保険料（任意保険） ※運行委託は除く	補助対象経費に対して <u>10分の10</u> を乗じて得た額。	補助対象事業に適合する保険に限る
研修費	運行管理責任者及び運転者の講習に係る経費（講習料、資料代、講習開催費） ※運行委託は除く	補助対象経費に対して <u>10分の10</u> を乗じて得た額。	国土交通大臣の認定を受けた講習に限る
事務費等	会議費、広報費（印刷製本費含む）、消耗品費（事務用品等）、通信運搬費、事務局運営費 等	補助対象経費に対して <u>10分の8</u> を乗じて得た額。 ただし、 <u>100,000円</u> を限度額とする。	
車両維持費等	①車両リース料 ②車両減価償却費、車両修繕費、自動車関係諸税、自動車損害賠償保険料 ※②については、補助対象者が所有し、かつ補助対象事業の輸送に使用する自動車に限る	補助対象経費に対して <u>3分の2</u> を乗じて得た額。	

（2）補助額の上限額

補助対象者1団体当たりの補助額については、1,500,000円を上限とし、市長が予算の範囲内で定める額とする。

2 ボランティア輸送事業（第4条第4号エ規定の運行事業）

（1）補助対象経費及び補助額等

補助対象経費 の区分	経費内容	補助額 ※円未満切捨て	摘要
保険料	自動車保険料（任意保険）	補助対象経費に対して <u>10 分の 10</u> を乗じて得た額。	補助対象事業に適合する保険に限る
研修費	運転者講習に係る経費（講習料、資料代、講習開催費）	補助対象経費に対して <u>10 分の 10</u> を乗じて得た額。	補助対象事業に係る講習に限る
事務費等	広報費（印刷製本費含む）、消耗品費（事務用品等）、通信運搬費、事務局運営費 等	補助対象経費に対して <u>10 分の 8</u> を乗じて得た額。 ただし、 <u>100,000 円を限度額</u> とする。	
車両維持費等	①車両リース料 ②車両減価償却費、車両修繕費、自動車関係諸税、自動車損害賠償保険料 ※②については、補助対象者が所有し、かつ補助対象事業の輸送に使用する自動車に限る	補助対象経費に対して <u>3 分の 2</u> を乗じて得た額。	

（2）補助額の上限額

補助対象者 1 団体当たりの補助額については、500,000 円を上限とし、市長が予算の範囲内で定める額とする。